一電子による届出利用のお願い一

´ 化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRの届出では2003年` 度よりインターネットによる電子届出を受け付けております。

電子による届出は、

- ○窓口への届出書の持参又は郵送の必要がなく届出ができる。
- 〇入力補助機能・入力ミスチェック機能が付いているため、簡単に 届出書の作成ができ、また記入漏れ等を防止できる。
- 〇届出データを電子ファイルで保存・管理できる。
- 〇基本、前年度の電子届出の情報がデフォルトとして表示されている (別紙の排出量等の数値以外)。

などの特長があり、とても便利です。

※前年度に電子届出であれば、2024年度届出から必要となる「第一種 指定化学物質の管理番号」へは、物質が分離・統合・削除されていない限 り、自動的に切り替わります。

2022年度の届出より、クライアント証明書のインストールが不要となり、PRTR届出システムがより簡便に利用できるようになりました。

インターネットを利用した電子による届出をぜひご利用ください。 (詳細は本書6ページからのII. 電子による届出についてをご覧ください。)

<電子による届出に関するお問い合わせ先> 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センターリスク管理課システムサポート E-mail:info_prtr@nite.go.jp TEL:03-5465-1683(直通)